

# 総合事業に関する質問 Vol.2

(平成29年2月3日時点)

No.	分類	サービス種別	質問	回答
1	介護報酬関係	総合事業全般	<p>処遇改善加算について</p> <p>①平成29年度計画の提出先は県なのか市なのか。</p> <p>②平成28年度報告書の提出先は県なのか市なのか。</p>	<p>①平成29年度の予防介護にかかる処遇改善加算の計画は県に提出します。また、総合事業の指定を受ける場合は桜井市にも提出が必要です。指定申請時に提出してください。なお、算定は処遇改善加算の申請のあった月の翌々月からとなります。</p> <p>②平成28年度報告書の提出先は奈良県のみです。</p> <p>※平成29年度計画書については、厚生労働省により様式等の見直しが行われており、具体的な通知は3月以降の見込みです。そのため、平成29年度当初の計画書に限り特例として、4月14日(金)を提出締切とします。</p>
2	介護報酬関係	訪問型通所型共通	<p>週のうち月曜日は生活援助ヘルプ木曜日は予防型身体ヘルプといった提供は可能か。</p>	<p>適切なケアマネジメントの結果必要と判断された場合は可能です。</p> <p>なお、訪問型サービスの週2回程度の利用となるため、算定の際は、週2回程度の生活援助ヘルプの単価と週2回程度の予防型身体ヘルプの単価をそれぞれ算定します。</p> <p>また、通所型サービスにおける、予防型デイ、機能訓練デイ、ミニデイの内いずれか2種類の組み合わせによるサービスの提供も可能としており、その際に算定する単価についてもそれぞれ週2回程度の単価を算定します。</p>
3	介護報酬関係	訪問型サービス	<p>入浴介助として予防型身体ヘルプサービスを提供する予定だったが、利用者の血圧が高く提供しなかった場合の算定は生活援助ヘルプとなりますか。</p>	<p>お見込みの通りです。</p> <p>実際に身体介護を提供していない場合は予防型身体ヘルプサービスを算定することはできません。</p> <p>なお、入浴に代わり清拭を実施する等、身体介護を実施していれば予防型身体ヘルプを算定することも可能です。</p>
4	介護報酬関係	通所型サービス	<p>12月の説明会資料33ページに、サービス提供体制強化加算があるが、人員基準を緩めておきながら、サービス提供体制強化加算をとらせるのはどのような考えからですか。サービスの趣旨にそぐわないと思慮しますが。</p>	<p>資料の記載誤りです。正しくは「選択的サービス複数実施加算Ⅰ」です。</p> <p>ご指摘の通り、機能訓練デイ・ミニデイは人員基準が緩和されたサービスであることから、サービス提供体制強化加算の要件である「人員基準欠如に該当していない」という考え方ができません。資料33頁内の「サービス提供体制強化加算」は「選択的サービス複数実施加算Ⅰ」と読み替えてください。</p>

5	契約・運営規定等	訪問型通所型共通	契約書・運営規定等のモデル(見本)は作成しますか。	契約書は事業者と利用者の取り決めであるため、モデル(見本)を示すことはできません。運営規定等につきましても、内容や様式を指定するものではありませんので、モデル(見本)の作成予定はありません。各法人の運営方針等に基づき、契約書・運営規定等を作成してください。
6	契約・運営規定等	訪問型通所型共通	運営規定の事業名称は、どんな文言にすればいいでしょうか。	運営規定については、具体的な事業の内容が判る名称が適切と考えます。 ※名称例※ 「第1号訪問事業(桜井市予防型身体ヘルプサービス)」 「第1号通所事業(桜井市予防型デイサービス)」 など
7	契約・運営規定等	訪問型通所型共通	①定款等の変更は新規指定を受ける事業所のみでよいのか。 ②指定日から運営規定・契約書・重要事項説明書等変更なのか。	①定款等の変更は新規指定を受ける事業所のみではありません。 ②指定日時点で変更されている必要があります。
8	契約・運営規定等	訪問型通所型共通	現利用者で、総合事業移行した場合、再度契約書等をおかわすのか。それとも、文言・利用料金等をいれた同意書でいいのか。	現利用者の方も再度新たな契約書で契約を交わしてください。 なお、重要事項説明書は、文言、利用料金等の変更内容を記した同意書や覚書で代用することができます。
9	契約・運営規定等	訪問型通所型共通	運営規定は介護給付における訪問介護等とは別に、単独で作るのか。	単独で作成しても、一体的に作成しても差し支えありません。
10	契約・運営規定等	訪問型通所型共通	介護給付のサービスと総合事業のサービスの契約書はそれぞれ別に作る必要がありますか。	契約内容について誤解が生じない記載であれば、介護給付によるサービスと総合事業のサービスを併せて記述した契約書としても差し支えありません。

11	サービス内容	訪問型サービス	訪問型サービスAのサービス提供時間について「45分以上」となっているが、低い単価で設定されており、また、利用者から長時間のサービスを要求される恐れがあることから、「45分程度」としてもらいたいが、変更予定はあるか。	現在サービス提供時間を45分以上としていることについて、変更予定はありません。 従来の介護予防訪問介護の提供時間については、目安を含め示されておりませんでした。しかしながら、総合事業による緩和した基準のサービスを策定する中で、一定のサービスの質の確保等や他のサービスとの整合性等を考慮し、あくまでもサービス提供時間の下限を設定したものです。サービス提供時間は支援計画書において設定された目標等を勘案し必要な程度の量を訪問型サービス事業者が作成する訪問事業計画書に位置付けられ、それぞれに個別に判断されるものであることから、サービス提供時間をあらかじめ定めることは適当でないとしています。また、実際の利用回数やサービス提供時間については、利用者の状態の変化、目標の達成度等を踏まえ、必要に応じて変更されるべきものであり、利用者の要求(要望)によって提供時間などを定めることは適切ではありません。契約時やサービス担当者会議等の際に、ケアマネジャーと協力し制度の仕組みやサービス利用の目的等について、利用者の理解が得られるよう努めてください。
12	サービス内容	訪問型サービス	回数・時間を統一する予定はあるか。	予定はありません。
13	サービス内容	通所型サービス	月曜日から金曜日を半日デイサービス、土日を実費サービスとして提供するのは可能でしょうか。	可能です。
14	サービス内容	通所型サービス	半日デイサービスを午前に行い、午後から実費サービスを行ってもいいのでしょうか。また、午前の半日デイサービスの利用者も午後からの実費サービスを利用可能でしょうか。	事業サービスの時間と実費サービスの時間を明確に分けているのであれば、可能ですが、利用者に説明し理解してもらったうえでサービス提供をしてください。
15	事業所指定関係	通所型サービス	機能訓練デイについてサテライトとして公民館等を借りたとして、週2回の実施でも事業所として認めてくれるのか。	本体事業所のサービス提供があることを前提に、サテライトスペースでのサービス提供を想定しています。サテライトスペースでのみサービスを実施する場合は、その場所が本体事業所として考えられるので、その場所において事業の新規指定を受けていただく必要があります。

16	事業所指定関係	通所型サービス	サービスを提供するための必要な広さを確保できれば、通所リハ、通所介護を提供している同じフロアでの提供は可能か。	<p>総合事業によるサービスについては、以下の条件に適合すれば可能です。</p> <p>イ 機能訓練デイの機能訓練スペースと通所リハを行うスペースやその設備が明確に区分されていること</p> <p>ロ 上記のそれぞれのスペースがそれぞれの指定の設備基準を満たすこと</p> <p>ただし、通所リハについては、指定権者により解釈が異なります。また、設備の共用等については、図面等での確認が必要ですので、必ず指定権者にご確認ください。</p> <p>介護給付による通所介護と総合事業による通所型サービスの同じフロアでの提供については、業務に支障がない限り、可能とします。</p>
17	事業所指定関係	訪問型サービス	申請期限はいつまでか。	平成28年12月開催の説明会資料に記載のとおり、平成29年4月1日付の指定を受ける場合の申請期限は、平成29年2月28日(火)です。なお、申請期限の変更予定はありません。
18	事業所指定関係	訪問型サービス	「予防型身体ヘルプ」と「生活援助ヘルプ」の人員は兼務できるのか。	業務に支障がない限り可能です。
19	事業所指定関係	訪問型サービス	<p>①「生活援助ヘルプ」での事業サービス責任者で従業者のうち必要数とはどういうことですか。</p> <p>②また、事業サービス責任者は、サービス提供責任者と兼務できますか。</p>	<p>①常勤の訪問型サービス従事者等のうち、利用者の数に応じ必要と認められる数の者を事業サービス責任者としてください。なお、必ず1人以上必要です。</p> <p>②予防訪問介護事業所に従事するサービス提供責任者は予防型身体ヘルプサービスと生活援助ヘルプサービスにそれぞれ兼務し、従事することができます。ただし、それぞれのサービスが同一の事業所において一体的に運営されている場合に限られます。また、利用者が、(予防訪問介護、予防型身体ヘルプ、生活援助ヘルプ、それぞれを合計して)40人又はその端数を増すごとに1人以上の者をサービス提供責任者とする必要があります。(利用者41人～80人の場合は2以上必要。常勤1+常勤又は常勤換算で1の合計2でも可)</p>

20	総合事業全般	通所型サービス	現在、事業所としての提供日で土曜日は含まれていないが、総合事業の提供日を土曜日までとし、土曜日を総合事業の緩和型専用の日としてもいいか。	各基準を満たしていれば問題はありません。
21	総合事業全般	その他	総合事業の説明を市民の方、利用者に説明するためのパンフレット等がありますか。	作成中です。また作成後はホームページに掲載しますので、適宜利用してください。
22	総合事業全般	総合事業全般	明らかに要介護状態がわかる場合の新規申請について、居宅介護支援事業所はこれまでどおりの申請代行は、全くできなくなるのか。	明らかに要介護状態だと判断される場合は、要介護認定申請を行ってください。その場合は、従来通り居宅介護支援事業所による代行申請は可能とします。
23	総合事業全般	総合事業全般	受付シートは要支援・要介護認定の更新申請を行う場合でも、毎回記入を行うのか。	受付シートは、誰が相談を受けても、同じ基準で認定申請(更新も含む)か基本チェックリストの実施かを割り振ることを目的とし、その根拠としてのツールとなりますので、毎回記入してください。ただし、明らかに要介護・支援認定の更新が必要な場合は、記入の必要はありません。
24	総合事業全般	その他	総合事業を提供する事業者は、現在市内で訪問介護・通所介護の指定を受けている事業者全てが対象か。もし、そうでなければ、総合事業を提供する事業者の情報を何らかの形でお示しいただきたい。	市内の全ての訪問・通所介護事業所に、総合事業に参入していただきたいが、全ての事業所が指定申請をするとは限りません。指定を受けた事業所はサービスの種別ごとに一覧を作成します。

25	総合事業全般	総合事業全般	総合事業の社会資源(インフォーマルなものを含め)の周知は今後どのような形で行っていただけますか。	総合事業で活用できる社会資源については、とりまとめを行い次第、HP等で周知していく予定ですが、社会資源の活用の検討の場として、地域ケア会議等もご活用ください。
26	総合事業全般	総合事業全般	有効期間において5月末で介護保険証が切れる方で、総合事業への要望がない場合、5月末まで、介護予防のサービスで、6月から総合事業への移行の解釈でよいのか。	お見込みの通りです。 ただし、予防給付を合わせて利用する場合や利用予定がある場合は認定更新が必要です。総合事業のみの利用をする場合は、認定更新を実施せず、総合事業の基本チェックリストのみでサービスを利用することとなります。
27	総合事業全般	訪問型通所型共通	総合事業のサービスを利用する人は全員必ずチェックリストをする必要がありますか。	全員がチェックリストを実施する必要はありません。総合事業のサービスを利用するには、要支援認定または、チェックリストで該当する必要があります。要支援認定を受けている人は、チェックリストを実施することなく、総合事業のサービスを利用することができます。
28	その他	訪問型サービス	桜井市の指定する研修を受講したものが、新たに他の事業所に雇用された場合、改めて研修を実施する必要がありますか。	新たに雇用する事業者により再度研修を実施する必要があります。
29	その他	訪問型サービス	①桜井市の指定する研修を受講したものが、実際にサービス提供するには、経験のあるものが同行することが適当と考えますがいかがか。 ②また、その際に補助等はあるのか。	①お見込みの通りです。 研修を修了した従事者が単独で訪問しサービスを提供できるようになるためには、生活援助サービスの見学等を通じ、サービス提供の流れや業務に必要な技術等を習得する必要があると考えます。また、初回のサービス提供の際は事業サービス責任者等が指導者として同行訪問することが適当と考えます。必要に応じて実施してください。 ②補助等の予定はありません。

30	その他	訪問型サービス	訪問介護員としての資格要件を満たしているが、介護に従事した経験のない者は、桜井市の指定する研修を受講しなければならないのか。	受講する必要はありません。
31	利用手続関係	その他	総合事業利用手続についてP8 “総合事業のみの利用の場合”とあるが、要支援2相当(例：訪問型サービスを週3回)、の頻度での利用を希望される場合は、たとえ総合事業のサービス利用のみであっても認定が必要になりますか。	お見込みの通りです。 平成28年12月20日開催の説明会資料に記載のとおり、訪問型サービスを週3回程度の利用の際には要支援2の認定が必要です。 また、通所型サービスを週2回程度利用する場合は要支援2の認定が必要です。
32	利用手続関係	その他	利用手続マニュアル 11頁 認定で非該当になった場合、市から「必要に応じて」連絡をとると書かれているが、具体的にどういう必要性を感じたら連絡していただけるのでしょうか。	本人の住環境や援助者の有無、身体状況等を総合的に勘案し、個別に判断していきます。現時点では具体的に示す予定はありません。
33	利用手続関係	その他	利用手続マニュアル 5頁 基本チェックリスト記入後の振り分けについて <b>基準に多数該当</b> “多数”該当といった表記では、あいまいで振り分ける人によって差異がでてくるのではないか？「7つの区分中、過半数(4個以上)」とか「複数」とかはっきりした数字での振り分け基準があった方がよいと思います。	基本チェックリストは、総合事業の対象かどうかを判定するツールとして位置付けていますので本来要介護認定が必要かを判定するものではありません。区分の1つにでも該当した場合、総合事業の対象となるため、最低限の支援は可能となります。また、総合事業のみか予防給付も必要かどうかについては、振り分けを実施する人の基準を統一するツールとして、受付シートを用意しています。その受付シート実施後に、更に振り分けについて判断する本項目の対応は、可能な限り望ましい対応であり、また実施時点で基準に多数該当と判断されずとも、いつでも認定申請することができるものです。 なお、「受付シートを用いて聴き取った内容も考え併せ」と記載しているように、個々によって支援が必要な状況が異なるため、具体的に数字での基準を設ける予定はありません。

34	利用手続関係		更新申請の利用者について 更新申請や新規申請の方の総合事業への移行時期がよくわかりません。何月何日付の申請の人から総合事業を利用するかもしれない利用者と考えて申請したら良いのでしょうか。	基本的には全ての方が総合事業のサービス利用者になりうるとご理解ください。予防給付については、あくまでも経過期間として、平成29年4月1日時点で、認定期間を保有している人は、その期間終了まで予防給付が受けられるという位置づけです。更新等で新しい認定結果が出た時点で総合事業に移行していきます。詳しくは下表をご覧ください。なお、認定期間があったとしても、利用者が総合事業を希望した場合は、総合事業の利用が優先されますのでご注意ください。
35	利用手続関係	その他	更新や新規申請のときの総合事業対象者かどうかの判断について 例えば、要支援2や要介護1認定が出そうな利用者が、総合事業の訪問型サービスのみの利用を週2回希望されている場合や、総合事業対象者なら、認定期間がないのでこの方が利便性が良いといった理由や、チェックリストで複数区分にチェックが入るものの、認定申請を拒否されるような場合、思うように事業対象者と介護認定の振り分けができないことも想定されるが、利用者の意向が一番に反映されることになりますか。	介護給付であっても、総合事業によるサービスであっても、利用者本人の意思・意向は最大限尊重されるべきものです。しかしながら、サービスの利用には一定の要件があり、またルールが定められています。そのため、定められた要件やルールに則ったうえで本人の意思・意向(こうなりたい、こうしたい)等の将来像や目標が達成されるよう、支援をしてください。 なお、週3回程度の利用は要支援2が必要となりますので、認定申請をしていただくようご説明ください。

更新申請の例（サービスを継続している場合）

認定期間終了日	移行期限
平成29年3月31日	次回の認定申請後の区分から総合事業
平成29年4月30日	平成29年5月1日から総合事業
平成29年5月31日	平成29年6月1日から総合事業
なお、移行期限前に区分変更等を行った場合は、認定区分が変わった時点から総合事業に変更になります。	

※平成29年3月31日時点でサービスの利用がない場合は、認定の有無に関わらず、総合事業のみの利用となります。